環境資源課
エネルギー・燃料課

（政策課の所掌事務）

**第五十二条**　政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～九　略］

十　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百八十九条第五項の規定により委任された権限に係る事務に関すること。

十一　［略］

十二　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二十六条第四項の規定により委任された権限に係る事務に関すること。

十三　［略］

（地域経済課の所掌事務）

**第五十四条**　地域経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十六　略］

十七　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること（商務通商課、環境資源課及びエネルギー・燃料課の所掌に属するものを除く。）。

十八　次に掲げる物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費（生糸及び繭短繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整に関すること（環境資源課及びエネルギー・燃料課の所掌に属するものを除き、航空機の修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）。

鉄鋼、鉄鋼製品、軽金属、ニッケル、コバルト、チタニウム、希有金属、非鉄金属製品、金属くず、化学工業品、機械器具、鋳造品、鍛造品、繊維工業品、雑貨工業品及びこれらに類するもの（油脂製品、化粧品、農水産機械器具、産業車両、陸用内燃機関、航空機、銃砲、医療用機械器具及び木竹製品並びに土木建築材料（木材を除く。）を含み、化学肥料、飲食料品、農薬、鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、原皮、原毛皮、国土交通省がその生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品並びに農林水産省がその生産を所掌する農機具を除く。）

［十九～三十七　略］

（商務通商課の所掌事務）

**第五十五条**　商務通商課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～八　略］

九　適正な計量の実施の確保に関すること（エネルギー・燃料課の所掌に属するものを除く。）。

［十～十九　略］

（環境資源課の所掌事務）

**第五十七条**　環境資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～六　略］

七　鉱物及びこれに類するもの並びにこれらの製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること（エネルギー・燃料課の所掌に属するものを除く。）。

［八～十六　略］

環境資源課
エネルギー対策課
石油・ガス課

（政策課の所掌事務）

**第五十二条**　政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～九　同上］

十　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十二条の二第五項の規定により委任された権限に係る事務に関すること。

十一　［同上］

［号を加える。］

十二　［同上］

（地域経済課の所掌事務）

**第五十四条**　地域経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十六　同上］

十七　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること（商務通商課、環境資源課、エネルギー対策課及び石油・ガス課の所掌に属するものを除く。）。

十八　次に掲げる物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費（生糸及び繭短繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整に関すること（環境資源課及び石油・ガス課の所掌に属するものを除き、航空機の修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）。

鉄鋼、鉄鋼製品、軽金属、ニッケル、コバルト、チタニウム、希有金属、非鉄金属製品、金属くず、化学工業品、機械器具、鋳造品、鍛造品、繊維工業品、雑貨工業品及びこれらに類するもの（油脂製品、化粧品、農水産機械器具、産業車両、陸用内燃機関、航空機、銃砲、医療用機械器具及び木竹製品並びに土木建築材料（木材を除く。）を含み、化学肥料、飲食料品、農薬、鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、原皮、原毛皮、国土交通省がその生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品並びに農林水産省がその生産を所掌する農機具を除く。）

［十九～三十七　同上］

（商務通商課の所掌事務）

**第五十五条**　商務通商課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～八　同上］

九　適正な計量の実施の確保に関すること（エネルギー対策課の所掌に属するものを除く。）。

［十～十九　同上］

（環境資源課の所掌事務）

**第五十七条**　環境資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～六　同上］

七　鉱物及びこれに類するもの並びにこれらの製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること（石油・ガス課の所掌に属するものを除く。）。

［八～十六　同上］